

令和8年7月30日

令和7年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
サミットアカデミー長聖小学校 (外1校)	学校法人 長聖	私立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
サミットアカデミー長聖 小学校	https://www.naganochosei.ed.jp/summitacademy/immersion/
サミットアカデミーエレ メンタリースクール佐久	https://sakuchosei.ed.jp/es/es-immersion/

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
サミットアカデミー長聖 小学校	https://www.naganochosei.ed.jp/assessment/	https://www.naganochosei.ed.jp/assessment/
サミットアカデミーエレ メンタリースクール佐久	https://sakuchosei.ed.jp/ch/assessment/	https://sakuchosei.ed.jp/ch/assessment/

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

☒ 計画通り実施できている ☐ 一部、計画通り実施できていない ☐ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

全クラスに日本人教諭1名のほか、英語のネイティブスピーカー1名を正担任として

配置しており、英語イマージョン教育を円滑に実施することができている。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

<特記事項>

両校では、入学を検討している園児およびその保護者を対象として、年に複数回、学校説明会を開催している。説明会には、直接の入学対象となる年長児だけでなく、年長児以外の園児およびその保護者も参加している。説明会では、イマージョン教育の意義や実施方法について説明するとともに、園児を対象にネイティブスピーカーによる体験授業を実施し、英語イマージョン教育への理解を深める機会としている。

一方、在校生の保護者に対しては、学校通信のほか、授業参観日、Parents Day、保護者懇談会などの機会を通じて、イマージョン教育の現状を報告することに努めている。

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

両校で学ぶ子どもたちが日本人としての資質を身につけ、グローバルに活躍できるスキルとマインドを兼ね備え、世界のどこでも自分らしく社会に貢献できる「グローバルジャパニーズ」となって巣立っていくことを目指している。そのために、各教科における課題解決型学習や教科横断型の STEAM 教育を通じた探究的な学びを通して、探究力・情報処理能力・思考力・判断力・創造性・協働性・コミュニケーション能力など、未来を切り拓くために必要な「課題を解決していく力」を育みながら、自然に英語力も身につけられるようにしたい。日本語による授業も大切にしつつ、一部教科の学習について英語で授業を行うイマージョン教育を取り入れ日常的に英語に触れる環境を整えることは、日本人としてのアイデンティティを保ちながら実践的な英語力を身につけられる最適な手段であると考えている。

両校とも2学年以上は2年間、1学年は1年間の実施期間となっているが、実施2年目を迎えた児童については、授業や日常生活の様子から、英語を聞き取る力が着実に身についてきていることがうかがえる一方、個々の英語力の習得状況には入学段階から差があり、現在も同様の傾向が続いている。英語力の差が教科内容の理解の差とならないよう指導上の工夫を講じる必要がある。また、自らの考えや意見を英語で発信する力については、両校ともまだ十分とは言えない状況にある。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法第1条では、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成

者として必要な資質を「養うことを教育の目的としている。英語イマージョン教育では、言語を単なる知識としてではなく、他者との協働や異文化理解の手段として活用することが求められており、これは、国際的な視野を持ち、多様な価値観を理解し尊重できる人格の育成に寄与している。

また、学校教育法第 21 条においては、義務教育の目標として、進んで外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが掲げられている。さらに、同法第 30 条第 2 項では、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが小学校教育の中心的な目標として位置付けられている。加えて、小学校学習指導要領総則においては、各教科等の特質に応じて児童の言語活動を充実し、言語能力の育成を図ることが求められている。これらはすべてイマージョン教育によって高められる力である。英語で探究的な学びを行う中で、子どもたちは思考と言語の相互作用を体験しながら、教科の枠を越えて学びをつなげる主体的な学習者へと成長している。こうした法令上の目標との整合性を踏まえながら、両校における実践をさらに検証し、次年度以降の教育課程の改善につなげていきたい。

5. 課題の改善のための取組の方向性

英語で発信する力を養うとともに、英語力の差が教科内容の理解の差とならないようにするため、令和 7 年度は発達段階に応じて次のような取組を行うこととした。

ペアワークやグループディスカッションを日常的な授業の中で取り入れているが、イマージョン授業で児童同士が英語で主体的にコミュニケーションを図ることは、低学年ほど活動として十分に成立させることが難しく、高学年においても即興的な英語での対話に至ることが課題となっている。プレゼンテーションでは、発達段階に応じた目標を設定し、簡単な自己紹介や一言発表から段階的な発表まで、学年に応じた実践を行い、ショートスピーチでは、即興で英語を用いて自分の考えを表現する力の育成を目指しているが、継続的な指導が必要な状況である。英語演劇や創作活動においても英語を人前で話すことに力点を置いた取組を行い、文化祭での発表や、児童が作成したクイズ・ゲームを幼稚園児との交流学习で活用するなど、学びを校内外に広げる実践を行っている。学習支援については、ネイティブスピーカーによる授業において日本人教諭がチームティーチング体制をとることで複数の教員が連携しながら、英語力の差が教科内容の理解の妨げとならないよう、授業内で個々の児童に応じた支援を行っている。

以上を踏まえ、令和 8 年度に向けては、両校とも現在実施している各取組を継続しつつ、児童の発達段階に応じた活動内容や指導方法を工夫して実施の質を高めるとともに、児童同士の英語での対話や即興的な発話の機会を充実させ、英語によるコミュニケーション能力をより一層高めていくこととする。あわせて、英語力の差が教科内容の理解に影響しないよう、チームティーチングを通じた個に応じた支援体制の充実を図る。